

随意契約理由書

工事名称：南大阪湾岸流域下水道 中部水みらいセンター 1系No. 2循環水ポンプ補修工事

工事場所：貝塚市二色南町地内

本工事は、中部水みらいセンターに設置されている生物反応槽用 循環水ポンプが経年劣化により不具合が発生しているため、不良機器の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見として、既設吐出管との取り付け部やガイドレールの構造を熟知している必要があるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した株式会社荏原製作所大阪支社以外にないため、同者より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。